

葛飾区健康経営優良事業者認証制度に関する要綱

令和6年9月27日
6 葛産産第206号
区長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康経営を実践している特に優良な区内事業者（以下「健康経営優良事業者」という。）を「見える化」し、従業員や求職者、関係企業、金融機関等から社会的な評価を受けることができる環境を整備することで、区内事業者を活性化させるとともに、葛飾区（以下「区」という。）全体で健康づくりに取り組む機運を高めるため、葛飾区健康経営優良事業者認証制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康経営 従業員の活力向上、生産性の向上等の組織の活性化をもたらすために、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することをいう。
- (2) 区内事業者 区内に本社（本店）、支社（支店）、営業所等を有する事業者（NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいう。）等を含む。）をいう。

(認証の申請)

第3条 第5条の規定により健康経営優良事業者の認証を受けようとする者は、葛飾区健康経営優良事業者認証申請用紙（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、葛飾区長（以下「区長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 認証基準チェックシート（第2号様式）
- (2) その他区長が必要と認めるもの

(申請資格)

第4条 前条の規定により申請することができる者は、営利・非営利を問わず、次に掲げる要件の全てに該当する区内事業者とする。

- (1) 代表者の他に従業員が1名以上いること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 過去3年以内に労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の従業員の健康管理に関連する法令等に違反し、行政処分等を受けていないこと。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)等の反社会的勢力に所属せず、これらのものと関係を有していないこと。

(認証)

第5条 区長は、第3条の規定により申請した区内事業者(以下「申請事業者」という。)について、別表に掲げる基準を満たすか審査をし、当該基準を満たすときは、葛飾区健康経営優良認証事業者(以下「認証事業者」という。)として認証する。

- 2 区長は、前項の審査に際し、必要に応じて申請事業者へ電話、メール、訪問等によるヒアリングを行う。

(通知)

第6条 区長は、前条第1項の審査をした結果を葛飾区健康経営優良事業者認証審査結果通知書(第3号様式)により申請事業者に通知する。

(認証期間)

第7条 認証の期間(以下「認証期間」という。)は、前条の規定により通知をした日から翌々年度の3月31日までとする。

- 2 認証事業者は、認証期間の延長を希望するときは、当該認証期間が満了する日の属する年度の2月1日以降に、葛飾区健康経営優良事業者認証延長申請書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 認証基準チェックシート
- (2) その他区長が必要と認めるもの

- 3 第5条の規定は、前項の規定により申請がなされた場合における認証期間の延長に係る審査について準用する。

- 4 区長は、前項において準用する第5条の規定による審査により認証期間を延長することが適当と認めるときは、当該認証期間を延長し、第2項の規定により申請をした認証事業者に対し、葛飾区健康経営優良事業者認証延長結果

通知書（第5号様式）により通知する。

（健康経営優良事業者認証マークの使用）

第8条 認証事業者は、「葛飾区健康経営事業者」の文言及び区が定める「認証マーク」を使用することができる。ただし、使用する場合は、認証年度及び認証期間を明らかにしなければならない。

（認証の取消し）

第9条 区長は、申請内容に虚偽がある場合又は申請内容と実際の実績とに著しく隔たりがあると判断する場合は、葛飾区健康経営優良事業者認証取消通知書（第6号様式）により認証事業者の認証を取り消すことができる。

2 区長は、認定事業者が認定期間内に、重大かつ悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けた場合は、認証を取り消すことができる。

（その他）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。